

# 学校感染症の届出について

## 1. 集団生活と感染症

集団感染を回避しながら団体活動を継続するためには感染を持ち込まないように、メンバーのそれぞれが自覚を持って行動することが第一です。また、集団感染発生時はなるべく早い時点で把握することが重要になります。目安として同一団体でほぼ同時期(通常の潜伏期間から推測してインフルエンザや新型コロナウイルス感染症の場合は2,3日以内)に2名以上の罹患者がみられた場合は集団感染が発生している可能性が高いと考えられ、感染拡大防止に向けて対応が必要です。

## 2. 集団感染が疑われる場合には

ほぼ同時期(インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の場合は2,3日以内)に2名以上の感染症罹患者がみられた場合には、

- ・団体責任者は、早めに各地区保健管理センターに報告、相談し、今後の活動について助言をもらってください。
- ・部員に、体調チェックを指示し、体調不良者は集団活動に出席させず、速やかに受診するよう指導してください。
- ・感染者には、保健管理センターへ「感染症登校許可証明書」の提出を指示してください。

ダウンロード先: <http://www.hcc.keio.ac.jp/ja/infection/report.html>

- ・合宿所、学生寮、プール、練習場での集団感染については、管理人(管理会社等)にも速やかに報告してください。

### <学校感染症の種類>

第一種	<p>エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、バスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、鳥インフルエンザ(H5N1)</p> <p>※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、第一種の感染症とみなします。</p>
第二種	<p>インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎</p>
第三種	<p>コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎</p> <p><b>その他の感染症</b></p> <p>感染性胃腸炎(ウイルス性胃腸炎)、サルモネラ感染症(腸チフス、パラチフスを除く)、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、A型肝炎、B型肝炎、手足口病、ヘルパンギーナ、伝染性紅斑、急性細気管支炎(RSウイルス感染症など)、EBウイルス感染症、単純ヘルペス感染症、带状疱疹などは登校や出勤を控えるように指示された場合のみ届け出てください。</p> <p>※なお、アタマジラミ、疥癬(出席停止の勧告が必要な角化型を除く。)、伝染性軟属腫(水いぼ)、伝染性膿痂疹(とびひ)などは登校・就業の停止の必要はありませんが、水性などに参加できないことがあります。また、白癬感染症、特にトングランス感染症は接触の多い格闘技の練習・試合などは控えていただくことがあります。</p>